

障がい者医療

老人医療

ひとり親家庭医療

乳幼児医療

これらの医療証をお持ちの方へ



平成30年4月1日から

大阪府の 福祉医療費助成制度が (補助基準) 変わります。

平成30年4月1日からの変更点 (赤字部分)

| 区分 | 対象者 | 対象医療 | 一部自己負担額 | | | |
|--------------|---|---|---|----------------------------|------------------------------|-----------------------------------|
| | | | 1日当たりの負担額 | 一つの医療機関等 当たりの 負担日数上限 | 院外調剤への 自己負担 | 複数の医療機関等を 受診した場合の 月額上限額 (※) |
| 障がい者 医療 | <ul style="list-style-type: none"> ●精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ●特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 ●身体障害者手帳1・2級所持者 ●重度の知的障がい者 ●中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 | 医療保険が適用される医療 <ul style="list-style-type: none"> ●訪問看護ステーションが 行う訪問看護(医療保険分) への対象拡充 | 一つの医療機関・ 訪問看護ステーション 当たり入院・入院外 1日 500円以内 | なし | 一つの 薬局当たり 1日 500円以内 | 3,000円 |
| 老人医療 | <ul style="list-style-type: none"> ●障がい者医療、ひとり親家庭医療と整理・統合し、重度以外の精神障がい者・難病患者と結核患者は助成対象外となります。 [ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象となります(要更新)。] | <ul style="list-style-type: none"> ●精神病床への入院は助成対象外 | | あり (月2日まで) | なし | 2,500円 |
| ひとり親 家庭医療 | <ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ●上記の子を監護する父または母 ●上記の子を養育する養育者 ●ひとり親家庭には裁判所から配偶者暴力等(DV)に関する保護命令が出されたDV被害者を含みます。 | [ただし、平成30年3月31日時点での福祉医療費助成制度対象者(法別番号90の助成対象者を除く)については、経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象となります。] | | | | |
| 乳幼児 医療 | 就学前児童 | | | | | |

(※) 医療機関等によっては、1カ月当たりの窓口での支払額が3,000円までとなりますが、3,000円を超えた場合でも、市区町村の窓口で手続きを行うことで超えた額をお返し(償還)します。市町村によっては郵送受付や自動償還を行う場合もあります。

お問い合わせ

市町村によって制度の内容が異なる場合がありますので、詳しくは市区町村の福祉医療費助成担当課にお問い合わせください。

HP 大阪府 福祉医療 市町村担当課

検索

